



Title	いわゆる『市民政府論』（ロック）に関する覚書（一）
Author(s)	石川, 武; ISHIKAWA, Takeshi
Citation	北大法学論集, 36(1-2), 435-458
Issue Date	1985-09-30
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/16483
Type	departmental bulletin paper
File Information	36(1-2)_p435-458.pdf



いわゆる『市民政府論』(ロック)に関する覚書(一)

石
川
武

はじめに

一 「市民政府」——問題の所在

二 civil & civitas (以上本号)

三 commonwealth = civitas

四 society

五 government

六 the people = public

むすびに代えて

はじめに

(一) 富田容甫教授の突然の訃報に接してからもう半年以上になる。

富田さん——以下、いつもそうしていたように、そう呼ばせていただく——は、私にとって同じ団地に住む親しい先輩であり、また、かつては教養部において最近では入学試験のために一緒に仕事をした仲でもあって、四半世紀にわたり公私ともに言葉に尽くせぬほどたいへんお世話になった。その富田さんの追悼号に何か寄稿しなくては、私としては何としても気持がすまないものがある。

ところが折悪しく、昨年(昭和五九年)一〇月から、三たびベルリン自由大学の客員講師として日本史の講義を担当するため、日本を離れなくてはならないことになった。正直に言って、とても本格的な論文にとりかかっている余裕はない。現に本稿も、ベルリンで、講義のための準備の合い間をぬって少しづつ書き綴っている始末である。

こうした条件の中で、富田さんを偲ぶよすがとして何とか書いてみようと思ひ立つたのが、ジョン・ロックのいわゆる『市民政府論』についての、文字通り私自身の心覚えのための覚書である。もちろん私は、イギリス政治思想史についてはずぶの素人であり、最近たまたま大学院や学部での演習の必要に迫られて、岩波文庫版『市民政府論』(鶴飼信成訳、一九六八年)を少し町噺に通読する機会があったにすぎず、学界に向かって何か新しいことを主張しようなどという大それた気持は全くない。ただ、『市民政府論』を通読して、そもそも『市民政府論』という表題が——はっきり言えば——全くの誤訳ではないか、という疑問を強く抱くにいたったので、その疑問を——そして私自身の説み方をも——まとめておきたい、と考えたにすぎない。

最近数年間、私は——これももともと富田さんとの縁で始まったことだが——たまたま入学試験のことに関係していたので、多くの高校教科書がロックの名著として『市民政府論』を挙げており、また、大学の入試問題にも毎年のように——地の文章や選択肢の中に——ロックの『市民政府論』が出てくるのを承知していた。さすがは岩波文庫本の威力と言いたいところだが、もしその表題がほんとうに誤訳だとすると、こうした脈絡からも放っておくわけにはいくまい、という気持が次第に強くなってきた。

富田さんが御健在なら、真先に私見を富田さんにぶつけていろいろ教えていただきたところだが、今となってはもはやそれも果たせない。しかし、この追悼号には富田さんの遺徳を偲んで当然政治学関係の論文が多く寄稿されることだろう。そこにできるだけ率直に素

人の疑問や読み方を提示しておけば、案外にイギリス政治思想史に明るい方のお目にとまって、私の疑問を解きあるいは無知に由来する間違いを正していただけるかも知れない。以上のように虫の良いことを考えて、もともと私自身の心覚えにすぎないものを本号に寄稿させていただくことにしたのである。

(1) 『市民政府論』の原著は、改めて述べざるを得ない、JOHN LOCKE, Two Treatises of Government (1690) の第二論文、An Essay Concerning the True Original, Extent and End of Civil Government であり、これには岩波文庫版の他にも数種の邦訳があることは承知しているが、ここではもっぱら岩波文庫版『市民政府論』だけを問題にする。それは——現在外国でこれを書いている私には他の邦訳を参照するのが困難なことや、前述したような岩波文庫本のもつ影響力の大きさもさることながら——、岩波文庫版は原著の表題中に確かに存在する civil government という言葉を——「市民政府」と邦訳(私見によれば誤訳)して、ということだが——ともかくも邦訳の表題として直接に打ち出した唯一のものらしいからでもある。

次に、私が本稿をまとめるためにした作業——むしろ、それだけしかなかった作業、と言うべきであろうが——を正直に記しておく。まず、岩波文庫版を二回通読して「市民政府」(civil government) に関係する用語をチェックし、次いでそれを、たまたまペルリンですぐに入手することのできた J. LOCKE, The second Treatise of Government and a Letter concerning Toleration. Edited with an Introduction by J. W. GOUGH (New Edition corrected and revised, 1956, Oxford) の該当箇所と突き合わせてみた。先に原著の方を精読してすべての関係用語をカードに取り、それをもとにして邦訳をチェックしたわけではない。したがって以下の行論——特にある用語が原著に登場する回数——には、原著そのものをもっと完全に調べれば、多少の変更改が必要になるかも知れない。しかし、——時間的制約もさることながら——ここで問題にしたいのは特に岩波文庫版の表題の『市民政府論』という邦訳である、ということとで御容赦いただきたい。(2)

一 「市民政府」——問題の所在

岩波文庫版『市民政府論』を通読してみると、表題に高々と掲げられその直後副題(「市民政府の真の起源、範圍および目的について」)⁽³⁾にも繰り返されている「市民政府」なる概念について、直接にはいかなる実質的説明も与えられていな

いことがわかる。

表題と副題を除くと、本文中に「市民(的)政府」という表現が出てくるのは、ぜんぶで三箇所しかない。まず一三(岩波文庫版では一九頁、以下同様)。

「私は、市民政府が、自然状態の不都合に対する適切な救済策であることは容易に承認する。」

次に、九〇(九二頁)。

「それ故絶対君主政は、……市民的社會と相容れず、市民的政府の形態では決してありえないということは明白である。」

最後に、二二六(二二六頁)。

「人間は、社会に入り、市民政府を結ぶことによって〔原文は *by entering into society and civil government*〕「暴力を排除し、所有と平和と自分たちの間の統一を保持するために法を導入したので……。」

以上が全部である。因みに、この三箇所の原語はいずれも——原題と同じく——*civil government* である。

ところで岩波文庫版の邦訳者は、「解説」の中で、ロックの所説中注意を要する第一の点として、ロックが「基本的自然権の中に所有を数え、所有権の保障を、市民政府設立の大きな目的とみていること」を挙げておられる(二四九頁)。これはロックの原文を訳したのではなく、訳者御自身が自分の文章としてお書きになったものだから、訳者には当然御自分の「市民政府」概念がおりのはずなのだが、それについても何の解説も加えられていない。政治思想家や憲法学者にとっては、この「市民政府」なる概念は何の解説をも要しないほど自明なのであろうか。

訳者が右の「解説」の中でわざわざ「所有」・「所有権の保障」に触れているところを見ると、——あるいは邪推かも知れないが——それを俗にいう「ブルジョア(的)政府」のこととお考えになったのではあるまいか。「市民政府」・「市

民的政府」という訳語の動搖も(「ブルジョアの」!!)、そうした推定を前提にすれば、よく理解できるように思われる。確かに右の引用中九〇に限っては、「市民的政府」(ならびに「市民的社会」)は——「絶対君主政」と対置されているので——「ブルジョア政府」(「ブルジョア社会」)と解しえないでもないが、それでは、なぜそれが他の二箇所においては「自然状態」と対置されたり、「社会契約」にもとづく「社会結合行為」と関連するのか、まったく理解できないであろう。(5)

II civil < civitas

(一) 以上のように、市民(的)政府という概念の直接的説明を求めても多くを得られそうもないので、次に岩波文庫版でそれ以外の「市民」ないし「市民的」という表現を拾ってみると、次のような結果が得られる。

まず「市民法」が二箇所(原語は *civil law*⁽⁶⁾)、次いで「市民社会」ないし「市民的社会」が最も多く合わせて二二箇所(ただし原典では二〇箇所、この差は訳出上の技術的要請によるもの、原語はいずれも *civil society*⁽⁷⁾)に出てくる。あとはただ一箇所、「市民的政治制度」というのが出てくるだけである(この訳語から原語を正しく逆推できる人はまずいないだろう。原語はなんと *civil policy* なのである!!⁽⁸⁾)。以上が——見落しがなければ——岩波文庫版に出てくる「市民」ないし「市民的」という表現のすべてである。

これらの箇所には誰が見てもすぐに気がつくはずの顕著な特徴がある。すなわち、それらはすべて *civil* という形容詞を邦訳したものである。現に、邦訳には「市民」という言葉が独立に現われてくることはないし、原典にも、もしかして「市民」に当たたるかも知れない名詞——たとえば *citizen* とか *bourgeois*——は全く姿を見せない。抵抗権を説いた有名な件り(特に第一章)においても、不法な政府に対する抵抗の主体として登場するのは、「市民」(ないし「ブルジョ

ア)ではなく「人民」(the people = *populus*、これについてはなお後述する)である。

このことだけでもすでに、*civil*を「市民」(ないし「ブルジョア」)の形容詞と解すること、したがってそれを「市民」ないし「市民的」と訳すことに躊躇を感じても良さそうなのだが、実は、原典には*civil*という形容詞が付いているのに邦訳ではそれが訳されていない箇所——つまり、岩波文庫版の邦訳者をもってしてもさすがに「市民」・「市民的」とは訳しえなかった箇所——が一つあるのだ。

「八三 結婚のすべての目的は、政治的支配」(原語は *politic government*、これについてはなお後述する)の下においても、自然状態においてと同じように達成されなければならないのであるから、為政者は、そういう目的……のために本来必要な夫婦どちらかの権利も権力も決して制限はしない。」(八五頁)

この件りの「為政者」という箇所の原語は、実は *the civil magistrate* なのである!!

因みに、*magistrate* の語に *civil* という形容詞が付いているのはこの箇所だけが、この語は原典には他にも(先に説明したような仕方で数えただけで)一一箇所ほど出てくる(岩波文庫版ではほぼ「為政者」という訳語が宛てられているか、同じ訳語は後述するように *governor* にも宛てられている点に注意)。この語がローマの *magistratus* (「政務官」)に由来することは指摘するまでもあるまいが、ロックの場合それは、具体的には、「君主」を筆頭に「大臣」やその「下僚」をも含めたいわば「行政府の構成員」を指している。「執行(権)者」(*executory*)「行政(府)の中にある人」(*whoever they be in the administration*)という表現も、それぞれ一度ずつだけが出てくる。⁽¹¹⁾

それを何と訳すのが最適かは別にして、⁽¹²⁾ 実質的にはこうした意味をもつ語に *civil* という形容詞が付いているわけである。この場合、たとえば「市民(的)為政者」では全く意味をなさないことは明らかである。したがって、岩波文庫版の邦訳者がこの件りで苦吟されたのはよくわかるのだが、訳者は、そこで立ち止って *civil* = 「市民(的)」という御自

分の理解を再検討する代りに、そうした理解に立つ限りうまく訳せぬこの形容詞をあっさり訳し飛ばしてしまったのである!!

(二) civil が citizen や bourgeois の形容詞でないとすれば、そのものになっている名詞は何なのだろうか。この点について有力な手がかりを与えてくれるのは、——前述のように二箇所にか出てこないのだが——「市民法」(civil law) という語の用法である。

まず五九(六一頁)では、

「このこと」「息子が父と同じ理解力(悟性)をもつにいたると、息子もまた父と同じく自由人になる」ということは、自然法であれ市民法であれ、人間が服するあらゆる法に「*in all the laws a man is under, whether natural or civil*」真である。」

として、「市民法」は「自然法」と対置されている。

その「市民法」の具体例として挙げられているのは「英国」の「法」(the law of England)であり(六一頁)さらにこの五九の末尾(六三頁)では、息子が自由状態に達すれば、

「父と息子が」平等に同じ法に服……することは、彼らがたんに自然状態に、そして「自然法の下にあると、ある確立された政府の実定法」(原語は the positive laws of an established government) government にについてはさらに後述するが、とりあえず岩波文庫版の邦訳に従って論を進める)の下にあるとで変りはない」と

としている。

以上によって、ロックの言う civil law とは、——「ブルジョア(社会の)法」や私的自治に立脚する(近代的)「市民法」のことなどでは全くなく——「自然法」と対置されるものであって、ポジティブに言えば「ある確立された政府の実定

説
論
「法」のことであり、「英国の法」をその一具体例とするものである、ということ¹¹を疑問の余地なく確認することができるのである。

そうだとすると、この場合の civil とは、社会契約論において「自然状態」と対置される（「社会状態」）「国家状態」にかかわる表現であり、ずばり言えはラテン語の civitas（国、国家）の形容詞なのではないか、と見当がついてくる。civil law というのもしたがって、「市民法」ではなく、「国（家）の法」のことではないか、ということになる。¹²
現にロックは、もう一箇所「市民法」に言及している件りでは、次のように述べている。

「市民法は政治団体全体〔原語は the whole body politic〕の法であるから、したがってその団体の各部分のどれをも支配する。」（九四・註2、九九頁、ただしフーカーからの引用）

邦訳の「政治団体」という表現は——現在では真先にたとえば「政党」などを連想させるであろうから——きわめてミ
スリーディングであるが、その原語 body politic は本著にこの他にも八箇所ほど出てくる。¹³これは、

「相互に同意して一箇の協同体〔原語は community、これについてはやがて後述する〕を結び、一つの政治団体〔Body politic〕を作ろうと協定する」（一四、二〇頁）

「自然状態において何人かの人々が社会関係〔原語は単に society、これについても後述する〕を取結び、こうして一箇の最高政府の下にある一つの国民〔原語は one people〕をなす、一つの政治体〔Body politic〕を作る」（八九、九〇～九二頁）

等に明らかかなように、社会契約＝国家契約によってつくられる「政治体」——もっと直訳すれば「ポリス体」——のことである。¹⁴

因みに、今私の手許にある唯一の英和辞典は——些か皮肉なことに——『岩波・英和辞典』（島村・土居・田中編）だが、そこではこの body politic に「共同体たる国民、国家」という訳語が掲げられている。まさに「ポリス」そのもの、

(ラテン語で言えば)「キヴィタス」そのものではないか。右の九四・註2は、civil lawがこの「ポリス」=「キヴィタス」全体の法だ、と言っているのである。

(三) 右に述べたこと、すなわちロックの場合、civilという語はcivitasからきた形容詞であって、「国(家)」にかかわるのではないかという推定は、「市民社会」(civil society)という語の用法によっても裏付けることができる。前述のようにこの語は原典に二〇箇所ほど出てくるが、その用語法に即してロックのいうcivil societyの主要な特徴を摘記してみると次のようになる。

まずこのcivil societyは、「自然状態」と対置される状態であって、もともと自然状態にあった複数の人々のいわば「社会結合行為」によってつくり出される⁽¹⁵⁾。civil societyをつくりその中(その関係・状態)に入った人々は、それ「に属し」、その「部分」ないし「構成員」と呼ばれている⁽¹⁶⁾。

人々はなぜ自然状態にとどまらずに、互いに結合してcivil societyをつくるのか。それは自然状態の不都合をただすためである。どこに自然状態の不都合があるのか。自然状態においては自然法の執行は各人に委ねられており、犯罪や争いが起ったときに訴えるべき機関が存在しない。そのため、各人は自分自身の事案について自ら裁判官とならざるをえず、その判断に偏りが生じやすい。それだけでなく、罪を犯し他人の権利を侵害する人々の抵抗によって、自然法を執行しようとする人々は大きな危険にさらされる。こうした不都合を是正して⁽¹⁷⁾、安全——特に「所有」——を確保するという目的のために、civil societyがつくられるのである⁽¹⁸⁾。

したがってcivil societyは——しばしば「戦争状態」の生じうる自然状態とは異なり——「平和状態」である⁽¹⁹⁾。この社会関係を結びそれに入るに当たって、各人は右のような「自然法執行権」(自ら自然法を執行する権利)をcivil societyに渡す⁽²⁰⁾。こうしてcivil societyは「立法権」——具体的には(特にその構成員の犯した罪に対していかなる罰を加えるべきかを定め

る共通の「法」と(それにもとづいて具体的事案について判断・判決を下す)「裁判」とさらに(特にそれらの法ならびに判決を執行するための)「執行権」をもつことになる。そして、まさにこのことが自然状態と civil society とを分かち決定的指標とされ、civil society (関係)にある人はそれゆえ「なんびともその(civil societyの)法を免れるわけにはいかない」(九四、九八頁参照)とされる。

さらに、この civil society は——アリス、ト、テレスにしたがい——複数の「家」(households)から成り、君主がその最初の統治者であったという(「ポリス」!!)。また、civil society の語は、political society と等置されるだけでなく(「ポリス、社会」=「キザ、イ、タス、社会」!!)、commonwealth (「国家」後述するようにロックはこの語を civitas の意味で用いる)とも互換的に用いられている。

これが(近代的な)「市民社会」——政治社会ないし国家と対立する私的な「経済社会」(あるいは、そう呼びたければ「ブルジョア社会」と言ってもよい)——でありえないことは明白である。それは、改めて指摘するまでもなく、アリス、ト、テレスに遡るヨーロッパの伝統的政治思考の基本的枠組の一つである。「政治社会」ないし「國家(社会)」のことにほかならぬのである。

(四) 右に述べたように、『市民政府論』においては civil society の語は(近代的)「市民社会」ではなく「政治社会」ないし「國家」を意味し、事実はずきり political society と等置されている箇所もいくつもある。そこで念のため、本書における political society の用語法をもまともておきたいのだが、本書にはこれと全く区別なしに politic society という表現も出てくるので、以下この両者を検討した結果を一括して述べることにする。

まず全体として、原典には politic society が七箇所、political society の方が二五箇所、都合二二箇所に登場し、岩波文庫版では——前者が——一箇所だけ「政治的社会」となっているのを除くとすべて「政治社会」と訳されている。

この「政治社会」も「自然状態」と対置され、「契約」(ないし「同意」)によってつくられる。両語を通じてこの関係の用例が圧倒的に多い。⁽²⁹⁾ また、その「構成員」は、この社会をつくりたくないしそれに加入するに当たって、自分で「所有」を保全し罪を犯した者を罰する「自然的権力」を放棄してこの社会に渡すし、この社会は逆に「立法権」の主体として現われる。⁽³⁰⁾ さらに、この語が commonwealth とほぼ同義に用いられている用例にも事欠かない。⁽³¹⁾ この「政治社会」が前出の civil society と同じものを指していることは疑問の余地なく明らかであろう。

ただ、civil society の場合にはそれほどはっきり前面に出てこなかった点だが、political society の語は「家」(family)との対比においても用いられ、「家」(ないし「父権」)との原理的相違が強調されているのが目につく。⁽³²⁾ これは言うまでもなく——(もともとアダムに発する)「父権」にすべての権力の源泉を求めようとする——絶対君主政擁護論者を批判するための眼目となる論点だが、ロックは——早くも本書の第一章「序説」(二二三)において——「国家の支配者」(a ruler of a commonwealth)と「家父」(a father of a family)の相違を「政治権力」(political power)の有無に求めている(八七九頁)。そのことからすれば、「家」(ないし「父権」)との対比が念頭にあるとき、「政治(権力をもつ)社会」の語を用いたくなるのは自然であろう。

それはともかく、本書にはこの political power の語が二三箇所ほどに出てくる。⁽³³⁾ そのいわば定義としては、まず第一章「序説」(三)に、「政治権力とは、所有を規制し保全するために死刑——したがってそれよりも軽いすべての刑罰——をとまなう法をつくり、また、そうした法を執行するに当たりまた外部からの侵害から国家 (commonwealth) を防禦するに当たって community の力を用いる権力である」(九頁参照)という。「父権」と「政治権力」(それに「専制権力」)について総括した第一章(一七二)では、もっと詳しい説明が与えられる。それによると「政治権力」とは、もともと各人が自然状態においてもっていた——自然法違反を罰する——権力が社会の手に、そしてその(社会)の中では

「社会がそれ自身の上に、設けた統治者 (governors) に」(一七三頁参照) 渡されたものである⁽³⁵⁾。しかしそれは、その後もなお、「社会の構成員の生命、自由、財産 (possessions) を保全すること以外の目的ないし基準をもちえない」(一七四頁参照)。それは「法をつくりそれ (≡法) に罰を付加する権力」(同上) であるが、それもこの目的のためにほかならない。さらに、「この権力もまた、契約と協定、それに community⁽³⁷⁾ をつくる人々の相互の同意にのみ、その起原をもっている。」(同上)

以上ロックの説く「政治権力」の内容は、すでに「政治社会」を意味する用語 (civil, politic, political society) を検討した際におなじみになったものばかりである。それによってもちろん、ロックのいう「政治社会」とはまさにそうした内容をもつ「政治権力」を具えたものである、ということが改めて確認される。しかしこの「政治権力」は、一言にしていえば「立法権」と「執行権」を併せたものであり、しかも「執行権」の中では「法の執行」、とりわけ「刑罰権」の行使——したがってわれわれならむしろ「司法(権)」と呼ぶもの——が大きな比重を占めている⁽³⁸⁾。これはわれわれが「政治権力」と呼ぶものとはかなり趣きを異にしている。「司法権」はわれわれにとつてはむしろ(少なくとも)たてまえの上では) 非政治的な権力であるし、われわれが考える「政治権力」はとりわけ「執行権」(ないし「行政」) に対して方向や目的を与える力である。「立法権」・「司法権」・「執行権」を包摂する権力の総体を、われわれならむしろ「国家権力」と呼ばないだろうか。

事の序に、political) という形容詞の付いた他の表現をも検討しておく、body politic (=「政治体」・「国家」) についてはすでに前述したが(本節・二)、七六の the politic monarchs (「政治的君主」、七九頁⁽³⁹⁾) は「政治社会ないし国家の君主」の意であり、一三五・註(フーカーからの引用) の laws politic (「政治的法」、一三八頁) もまちがいがなく「政治体ないし国家の法」のことを言っている⁽⁴⁰⁾。一三四・註(同じくフーカーからの引用) の the whole politic multitude of men も

実質的には——その少し前に出てくる whole politic societies of men と同じものを指し——「政治社会(ないし国家)に属する人々の全体」を意味するものと解される。

次に、「ポリス」を語原とする名詞に移ると、一〇二の some politicians (政治家たち)、一〇六頁は、それこそ(国政を預る)「為政者」とでも訳すべきところだろう。二一九には a mystery in politics (政治における神秘)、二一九頁)という表現が出てくるが、この politics は「政治」ではなくやはり「政治学」のことと思われる。そうだとすれば、言うまでもなく「政治学」の起原はギリシアの「ポリス学」にあり、一七世紀末のイギリスの政治学も——ほかならぬロックの本著が示しているように——依然として深くその伝統に根ざしていたはずである。最後に、五箇所に複数形で出てくる politics は——body politic と同じく——「政治体」ないし「国家」を指している。

以上を要するに、『市民政府論』に出てくる「政治」に関係する用語は——多かれ少かれ「ポリス」の原義をとどめて——いずれも「国家」の含意をもち、その多くはむしろまず「国家」という言葉で考えた方が正しい理解につながりやすい、と言えそうである。

(五) 本節の最後に、(一)で触れながらまだ解決を与えていない civil の用語に戻って、本節の締めくくりとしたい。まず、——岩波文庫の邦訳者をもってしてもさすがに「市民的為政者」とは訳しえなかった——八三の the civil magistrate だが、これが「国家の」ないし「国政(国家権力)と言ってもよい」を預かる為政者」であることはもはや説明を要しない。magistrate には「従属的な」それ、つまり単なる「下僚」も含まれるのだから、実は civil という形容詞があっただけで紛れもなく「為政者」の意味になるとも言える。その意味では、岩波文庫版の邦訳は結果的にはまちがっていないのだが、それは全くのまぐれあたりにすぎないのである。

最後に残ったのは二三九の civil policy、「市民的政治制度」と訳された箇所である。正直に言ってその前後には必ず

しも完全には理解できぬ件りもあるのだが、この語がフーカーの ecclesiastical polity (『教会政治』二四〇頁) と対比されて用いられていることは確かである。フーカーの著書は『市民政府論』でも何箇所かに引用されているが、『ブリタニカ』によると) 原題は (Eight Books of) Laws of Ecclesiastical Polity” 監督制教会に対する長老派の批判に反論するために書かれたもので、まず「法」についての原理論が述べられた上で、それを教会と国家の統治について適用するという形で議論を進めているらしい。因みに、(これもたまたま手近にあって参考できた“Britanica World Dictionary”によると) polity と policy の両語は同義にも用いられるが、polity が統治の形態や方法、という含意が強いのに対して、policy の方は特定の目的を実現することを目指した統治行為、という含意が強い(この点、岩波文庫版の邦訳は逆になっている)。また、教会に関しては、信仰や教義と区別して管理(ないし行政)や統治 (administration and government) にかかわることを言う場合に好んで polity の語が用いられるという。以上によって、フーカーの著書は『教会統治に関する法』を論じたものであり、civil policy はそれとの対比において(世俗の)「国家の統治」「國政」と言ってもよい)のことを言っている、と理解されるであろう。civil policy は「市民」(ないし「ブルジョア」とは何の関係もなく、「市民的政治制度」という訳はまさに歴史的な大誤訳にはかならないのである。⁴⁸⁾

註

(1) 岩波文庫版の「解説」によると、その他の邦訳の表題は、『政治論』、『デモクラシーの本質』、『民主政治論——国家に関する第二論文——』、『統治論、第二篇——政府について——』等であり、少なくとも原題中の civil の語を直接に邦訳しようとしたものはないように見受けられる。

(2) 以下本稿では、表題をはじめとして、岩波文庫版の邦訳に対してかなり忌憚のない私見を述べざるをえないことになる。しかし、一介の素人にすぎぬ私がそもそもこうした問題の所在に想到し、またあまり時間や労力を費さずにとにかくも私見をまとめることが

できたのは、岩波文庫本という入手しやすい形で邦訳が存在していたお蔭である。そのことはあらかじめはっきり言っておきたい。それにしても、——以下にその一端を具体的に示すように——邦訳としてはきわめて不用意と評するほかない岩波文庫版でも、それを一読すれば原著の基本的な論旨をほぼ把握できるということは、むしろ原著の論理構成のもつ素朴な透明さに負うものと言わなくてはなるまい。

(3) 本稿における岩波文庫版からの引用に当たっては、特に断わらない限り、訳者の付された傍点はすべて除き、筆者(石川)の必要に従って新たに傍点を加えることにする。なお、引用中「」内は筆者による補足である。

(4) 後述するように、civil society にも「市民社会」・「市民的、社会」という二通りの訳語が用いられているが、それについても同じことが言えよう。

(5) 実は九〇についても、もう少し後のところまで読めば、絶対君主政が「市民的、社会」と相容れず、「市民政府」の形態ではあり得ないこと理由として、その下では絶対君主とその臣民の間が「自然、状態」にあるから、という趣旨のことが挙げられている(九一〜九二頁)。

(6) 五九(六一頁)、九四・註2(九九頁)。

(7) 七四・註(七八頁)、第七章表題(八一頁)、八五(八七頁、市民的、社会、以下単に「的」と略記する)、八七(八九頁、的)、八八(九〇頁、同上(的)、八九(九〇頁、的)、九〇(九二頁、二箇所、いずれも「的)、九二(九五頁、的)、九四(九七〜九八頁、七箇所、いずれも「的)、ただし原典では六箇所)、九五(二〇〇頁、的)、一〇二(一〇四頁、的)、一七四(一七六頁、二箇所、いずれも「的)、ただし原典では一箇所)、二二二(二二四頁)。

(8) 二二九(三四〇頁)。

(9) 例外の方を挙げると、「首長」(三〇七、二〇八頁)ないし「下級の官吏」(二五二、二五三頁)・「下級の役人」(三〇三、三〇四頁)・「官僚」(三二〇・三二二頁)等であるが、これらの箇所の原語には、the chief magistrate なし inferior magistrate, subordinate magistrates のように、いずれも——civil とは別な——形容詞が付いている。

(10) 「君主」を指す最も顕著な事例としては、前註(9)で触れた「首長」と訳されている箇所(二〇七、二〇八頁)のほか、二二八の(the prince……as) supreme magistrate という表現(「最高の為政者」、二二八頁)を挙げることができる。「大臣やその下僚」については二二〇 the ministers and subordinate magistrates (大臣やその下級の官僚)、二二二頁)を、executor という表現については二二二(「最高」)執行権者、二二三頁)を、whoever they be in the administration とする表現については二四二(「行政の任にある

る誰か」(三四二頁)を参照。他に「officers〔職員〕」(一三三・一三三頁)、「a great, petty officer〔大官、小役人〕」(二〇二・二〇二頁)という表現もある。

(11) この magistrate のもつ権力は、父権よりは大きいが専制権力にくらべるとはるかに小さい、とされるだけでなく(一七四、一七六頁)、それは法——したがって立法府、究極的には「人民」——によって与えられるものであり、それを超えるとき彼はそもそも magistrate であることをやめ専制君主になる、とされていること(二〇二、二〇三～二〇四頁)に注意する必要がある。

(12) 言うまでもなく、英語の civil law は、しばしば「ロモン・ロー」との対比において、「ローマ法」(ius civile)の意味で用いられる。しかしロックは、それを「自然法」と対比させて「国家の法」の意味に用いているので、——実質的には「ロモン・ロー」を主とする——「英国の法」が civil law の一例とされていることを見誤ってはならない。なお、これに関連して二・三洋意すべきことを述べておく。

まず、右のことは当然ロックにおける common law の用語法に撥ね返ってくる。たとえば一五九の the common law of nature (「自然の普通法」一六三頁)は、三七のそれと同じく「(万人に)共通な自然の法」のことであり、一六の the common law of reason (「理性の普通法」二二三頁)も「人間すべてに共通な理性の法」のことであって、イギリスの「ロモン・ロー」とは——もちろん法史学のテクニカル・タームとしての「普通法」(ius commune = ローマ法・教会法)とも——何の関係もなく、九六の the law of nature and reason (「自然法および理法」一〇二頁)という表現に明らかのように、むしろ「自然法」そのものを言っている。

ただ一三八の the common laws of their country (「その国の普通法」一四三頁)だけは、「自然法」の含意を全くもたず、むしろ「実定法」を指していると解されるが、「最高権 = 立法権に固有な権限を含まないという意味で」普通の「国家構成員全員に共通な法」ということであって、テクニカルな意味をもたない点は右に挙げた箇所と共通している。

本書には、実質的にはこの civil law (「国家の法」と同じ対象を指す語として、municipal law (岩波文庫版では「国法」という表現も何度か出てくるが、こちらの方は——右に挙げた一三八の common law の場合と同じく——country という語との結びつきが目につく(たとえば二二・一八頁、六六・六九頁、一七〇・一七二頁。なお、この点については後註(79)をも参照)。また、本書に「一四箇所ほど登場する positive law (岩波文庫版ではほぼ「実定法」)も、たとえば一二の「国家の実定法」(一八頁)すぐ後に「諸国の国内法」や本文に引用した五九の「確立された政府の実定法」に明らかのように、実質的にはおおむね同じ対象を指していると解されるが、一と五二の (the) positive law of God、一三六の any positive law of Scripture (ワーカーからの引用)の三箇所は、「聖書に定められて

いる(神の)錠」のことを言っている。

なお、本文で述べたことはそもそもローマ法の *ius civile* 概念そのものについても問題にならないか、という大問題が残るが、それに立ち入っている余裕も用意もない。

(13) 一四(三〇頁)、八九「政治体」、九五「政治体」、一〇〇頁)、九七「政治体」、一〇一頁)、一一八(一二三頁)、一三五・註1(一三八頁、フーカーからの引用、原文は一箇所)、一八八(一九二頁)、二一九(二一九頁)。

岩波文庫版ではこのうち、右に摘記したように、八九・九五・九七の三箇所だけは、どういうわけか「政治体」とまずは正解に近い訳がなされているが、他はすべて「政治団体」である。この種の訳語の不統一は——その一端については前註(12)やさらに後述する事例が示すように——他の術語についてもかなり頻繁に見出されるが、単なる推敲の不足にとどまらず複数の下訳者(演習参加学生?)の存在をうかがわせるという意味でもあまり気持の良いものではない。

ただし、「政治団体」という訳語は *polity*——三三九を除きいずれも *polities* と複数形になっている——にも宛てられていることに注意。一〇一(二〇五頁)、一一六(二一九頁)、一七五(二七八頁)。もっとも、この場合も訳語は統一されておらず、一一二では「政治(の起源)」、二七頁、二〇三では「(一切の)政府(三〇五頁)」、二三九では「(教会)政治」(二〇四頁)となっている。この語の用法についてはなお後述する(後註(45)を参照)。

(14) この *body politic* という語が登場する都合の九箇所のうち、三箇所は「法」とのつながりで現われるが(九四、一三五、二一九。ただし、このうち前二者はフーカーからの引用)、残り六箇所のうち五箇所までがはっきり社会契約≠国家契約にもとづく社会結合行為とのつながりを示している。14, enter into one community and make one body politic; 89, enter into society to make one people, one body politic, under one supreme government; 95, make one community or government, and make a body politic; 97, make one body politic under one government; 118, what government he will put himself under, what body politic he will unite himself to. しかも、このうち八九と九七には、この *body politic* が「(この(最高の)政府の下に)」あることが明記され、一一八——これは厳密には既存の「国家」への加入に関するものだが——では、「自分をその下に置く」政府との対比において、*body politic* には「自分を、それに結びつける」ものとされる。つまりこの *body politic* は、「政治体」ないし「国家」というのも、契約(ないし同意)によって結合しそれを構成している主体「共同体」の方に力点がある。残った一箇所(一一八)も、その「構成員」とのつながりで現われる (all members of the same body politic) ので、基本的には同じ用法に属するものと解してよい。

あろう。さらに「法」と関連する三箇所、少なくともそのうちロック自身の筆に成る二一九では、この *body politic* は立法権や執行権をもって「社会」ないし「人民」の上に立っているのではなく、かえって法を執行される側ないし法の「目的」の側に位置している。

以上を約言すれば、この *body politic* には「統治機構としての国家」の含意はほとんど見られず、「国民ないし国家」共同体の意味が強いと言えよう。本文にも引用した八九においてそれが「人民」と等置されていることも、その端的な現われと見なしうるであらう。

- (15) *civil society* に結合する行為を原語で示すと次の通りである。88(a), (every man) has entered into *civil society*, and become a member of any *commonwealth* (名詞、88(a) とあるのは、同じ八八に出づる複数のこの語のうち最初のものをひき出すと示す。以下この要領に従ふ) ; 94(b), that safety and security in *civil society* for which it was first instituted, and for which only they entered into.

また *civil society* が自然状態に對置されている最も顕著な用例としては、九四(f)の「誰か自然状態と *civil society* とが全く同じものだなどと(いうとんでもないことを)主張する人でもあれば格別」(九八頁参照、以下岩波文庫版の邦訳に従わないときはこのように略記する)を挙げることができよう。87, are in *civil society* one with another ; 94(b), (前出) ; 94(c), nor think themselves in *civil society* ; 94(d), no man in *civil society* can be exempted from the laws of it (などの箇所はいずれも——直接または間接に——自然状態と對置されており、しかも「社会結合関係」ないし「社会(結合)状態」そのものを指していると解される。前出の八八(a)・九四(b)の into *civil society* という箇所も、ある特定の具体的な社会をつくるというよりも、こうした関係・状態に入るという含意が強いように思われる。なお、これらの箇所はすべて無冠詞であることに注意。この点については後註(87)をも参照されたい。

- (16) *civil society* の構成員にかかわる表現を原語で示すと次の通りである。94(a), *civil society* which they are of ; 212, those who are of it (= *civil society*) ; 85, any part of *civil society* ; 94(e), no part or member of that *civil society*. このうち八五は「奴隷」がこの *civil society* の構成員であることを否定した伴りであり、その論拠として「この社会の主要な目的が「所有(権)」(property)の保全にあるのに、奴隷はいかなる「所有」をももたえないから」ということを挙げている。この点については——後註(18)で——さらに後述する。

因みに、ロックの場合、子供は(いわば知的な意味で)「成人」に達するとこの *civil society* の構成員になると考えられていることは、本節・二に引用した五九からも推定できるだろうが、ロックが(成年の) 婦人——特に妻——の地位をどう考えていたかは——彼における「家」概念の歴史的位置を見定めるためにも重要な点であるが——今一つはつきりしない。ロックは「女主人」の存在を認め(七七、八六など)、また、子に対する両親の権力は父と母とで変りがないことを説く(五二、七〇など)。しかし、夫婦間における「支配権」(「最終決定権」)は、「より有能でより強い」という理由で男性(「夫」)の持分になるという(八三、自衛能力を前提とする「自権者」概念の名残り)。また、前出五九にもうかがわれるように、「子供」が悟性の成熟とともに(公民として)両親から自立するゆえんを説いていたはずなのに、話はいつの間にか「息子」だけに限定されてしまう。こうした点を見ると、この *civil society* を構成しているのは、基本的にはなお「男性」たる「家長」と考えられている、ということにもなりそうである。

(17) 九〇の(b)には、「*civil society* の目的は、各人が自分自身的事案における裁判官であることから必然的に生じる自然状態の不都合を、その社会に属する各人が受けた(権利の) 侵害や起りうる紛争について訴えることのできる機関(*authority*)を設けることによって、回避しまた是正することである」(九一〜九三頁参照)とある。以上の叙述においては、ロックの論旨をはつきりさせるため、これを——直接には *civil society* の語が出てこない箇所からも若干の補足を施して——敷衍したものである。

因みに、すでに以上によって、前節に引用した一三の *civil government* (「自然状態の不都合に対する適切な救済策」)が、ここで *civil society* と呼ばれているもの——私見にしたがえば「国家」——と実質的には同じものを指していることを知りえよう。

(18) *civil society* をぐる目的としての「安全」については、前註(15)に掲げた九四(b)に *safety and security* の表現があるのを参照。九二には、「(いわは裏からだが)「絶対君主政は *civil society* に」まで *happiness and security* をもたらすか」(九五頁参照)という件りもある。同じく「所有」の保全については、前註(16)で触れた八五のほか、九四(c)では、「人民は自分たちの *properties* が安全でないと気づいた」ことを、「自分たちが *civil society* の中にいる(「その社会結合関係にある」とは思えない)理由に挙げている(前註(15)ならびに九七〜九八頁参照)。

なお本稿では、『市民政府論』のキー・ワードの一つであり、近代的所有権概念史の上でも重要な位置を占めるロックの「所有(権)」概念に立ち入っている余裕はないが、次のことだけは指摘しておきたい。すなわちロックは、一二三で、社会結合の目的として「自分たちの生命(*lives*)、自由(*liberties*)、財産(*estates*)——おそろく「土地財産」を主とする概念である)を相互に保全すること」を挙げているが、この三者を「私は *property* という概括的な名辞で呼んでいるのだ」(一二七頁参照)と明言している。実は前記八五でも、

奴隷が「いかなる property をもちえないこと」の具体的内容として、その直前に「これらの人々はその lives と、それとともにその liberties を剥奪され、さらにその estates をも喪失したこと」(八七頁参照)が述べられている。さらに一七三では、彼のいう property は「人々が財 (goods) と同じく一身 (persons) についてももっている」(二七六頁参照)ことを重ねて強調している。ロッキが「基本的自然権の中に所有を数えてゐる」といふ場合(前節参照)はこのことを抜きにしたのでは正しい理解は得られない。

(19) 二二二の civil society being a state of peace among those who are of it を参照(なせの直後の words) those who are of it と同じく the members of a commonwealth と同じく。

(20) 八八(a)には、前註(15)に掲げた箇所(ひきつづき)各人は「それによつて、自分自身の私的な判断(判決)を執行して自然法に違反する罪を罰する彼の権力を放棄した」(九〇頁参照)という件りがあり、八九の冒頭には「Wherever, therefore, any number of men are so united into one society, as to quit every one his executive power of the law of nature and resign it to the public, there, and there only, is a political, or civil society」といふ文章が出づゝ。なせ、the public (公共) (九〇頁)の概念については後述する機会があるが、(19)ではとりあえず「社会」のこととお考えいただきたい。

(21) 八八(b)には、the legislative and executive power of civil society という要約的表現が出てくる。また八七では「ともに political society の中(＝関係)にある者とさうでない者を見分けることは容易である」(八九頁参照)とした上で、ひきつづき「those who are united into one body, and have a common established law and judicature to appeal to, with authority to decide controversies between them and punish offenders, are in civil society with another」と述べてゐる。さらに八八では「直接には commonwealth に関したが、すぐ後のところに前註(15)に掲げた八八(a)が出てくる——「その社会の構成員の間で犯された——そして彼らがそれ(＝罰)に値すると考える——若干の罪(違反)にいかなる罰を加えるべきかを定める権力」を「法をつくる権力」(＝立法権)としている。因みに、以上の引用にもある程度うかがわれるように、ロックの場合、「立法権」と「司法権」の境界線は必ずしも明確ではなく、むしろ一般的には後者は前者に包摂されていると言つてよい。この点は後に commonwealth に関連してもう少し詳しく述べる機会がある。

(22) 前註(21)所掲の八七を参照。

(23) 九五には「civil society の束縛 (bonds) を身に帯びる」(二〇〇頁参照)という表現も出てくる。

因みに、以上によつてすでに、前節に引用した二二六の civil government (暴力の排除)「所有と平和と統一のための法」が、実質的、

には、こゝで *civil society* と言われているものと同じものを指していることは明らかであらう。

(24) 七四・註(七八頁)。ただしこの箇所はフーカーからの引用である。

(25) 前註(21)に掲げた八七ならびに前註(20)に掲げた八九を参照。第七章の表題(Or Political or Civil Society)も当然この用例の一つである。

(26) 前註(15)に掲げた八八(a)ならびに前註(19)に掲げた二二二のほか、おそらく二〇一(二〇四頁)もここに数えることができる。この二〇一にはほぼ同義で *government* の語も出てくるが、前節に引用した九〇に *civil government* と肩を並べて登場する *civil society* も、(近代の)「市民的(ブルジョア的)社会」ではなく、こゝで論じている意味でのそれ(「政治社会」・「国家」)なのである。

(26 a) 後註(44)ならびに(75)に掲げるオットー・ブルンナーならびに村上淳一氏の諸著を参照。

(27) 一〇二では、まず「子が父に対して負う服従は、彼(=子)のもつ——どれであれ自分が適当と考える——政治社会に(自分を)結合する自由 (his freedom of uniting into what political society) を奪うことはなかった」(二〇五頁参照)とされるが、その末尾では——この一文をも承けて——「したがって彼らの政治社会 (political societies) はすべて人々の自発的結合と……相互的同意から始まったのである (began from a voluntary union, and the mutual agreement of men……)」(二〇六頁参照)と述べられる。この両者が同じものを指していることは明らかであらう。

(28) *politic society* は、一五(a)(二二頁、フーカーからの引用)、一五(b)(二二頁)、八四(八六頁)、一〇二(前註参照)、一〇六(二〇九頁)、一三四・註(一三六頁、フーカーからの引用)、二二二(「政治的」社会、二二三頁)。*political society* は、第七章表題(八一頁)、七七(八一頁)、八六(二箇所、八八頁)、八七(三箇所、八八、八九頁)、八九(「政治的」、九〇頁)、第八章表題(一〇〇頁)、九九(三箇所、一〇三頁)、一〇二(前註参照)、二二二(二六頁)、第九章表題(二二七頁)、二二八(一三三頁)。

(29) 「社会結合(なほ事後のな加入)行為」を原語で示すと、*politic society* のことばは、15(a) (men's) uniting into themselves at first politic societies; 15(b), (by their own consent) they made themselves members of some politic society; 102, (前註(25) 参照); 106, the beginning of politic society (depends upon the consent of the individuals to join into and make one society); 211, (That which makes the community, and) brings men out of the loose state of nature into one politic society, (is the agreement which every one has with the rest of incorporate and act as one body, and so be one distinct *commonwealth*) などがあり、*political society* のことばは、87(c), (前註(2) 参照); 99(a), (by barely agreeing to) unite into

political society, (which is all the compact that is, or needs [to ?] be, between the individuals that enter into or make up a *commonwealth*); 99(b), (that which) begins and actually constitutes any political society (is nothing but the consent of any number of freemen to unite and incorporate into such a society); 102, (前註(5)参照); 128, joins in a private, if I may so call it, or particular political society, (and incorporates into any *commonwealth* separate from the rest of mankind) などである。

(30) political society に関して、八七(a)では、「propertyを保全する権力、またそのために、その社会に属するすべての者の罪を罰する権力をもつこと」を、「およそ政治社会が存在し存続する」ことの要件に挙げている(八八頁参照)。ひきつゞき八七(b)では、「権成員各自がこの自然的権力(前註(20)に掲げた八九の「自然法執行権」と同義)を放棄し、——それ(=community)によって定立された法に保護を求める道が閉ざされていないすべての事案について——それ(=自然的権力)をcommunityの手に渡すところ、そこを、そしてそこにのみ、政治社会は存在する」としている(八九～九〇頁参照)。なお、communityの概念(岩波文庫版では「協同体」)についてはさらに後述するが、ここではとりあえず「社会」ないし「国家」のこととお考えいただきたい。

また、「一三四・註——これはフーカーからの引用だが——には、「人々のつくる political societies 全体に命令する法をつくる合法的権力は、本来この同じ社会全体に属しているものだから……」(一三六頁参照)として、「政治社会」が「立法権」の持主として現われてくる。

(31) political society については二二一、political society については九九(a)と二二八。原文はいずれも前註(29)に掲げてある。

(32) politic society については八四(八六頁)、political society については七七(八一頁)と八六(二箇所、八八頁)。

(33) 一六頁、二二(同上)、三(九頁)、四(一〇頁)、七(二三箇所、七三～七四頁)、七三(七五～七六頁)、九五(一〇〇頁)、第一五章表題(一七二頁)、一七二(一七三頁)、一七三(一七六頁)、一七四(同上)、二四三(二四三頁)。なお、七六の political authority (「政治的権威」)、七九頁、一七〇の jurisdictions of that which is political (「政治的なるもの権限」)、一七三頁)も、実質的には同じものを指しているを解しよう。

(34) 前註(29)を参照 (community = 「国家」なら「社会」)。

(35) したがって七三や九五には、「政治権力」が人がそれに服すべきものとして登場するし(73, *subject them to this or that political power*; 55, *subjected to the political power of another*)、二ではそれが「為政者が臣下に対して持つ権力」(the power of a magistrate

over a subject)と言われる。なお、この権力が与えられる相手方としては、一七三にも「統治者」(governor)が現われるが、二四三では「立法府」(the legislative)になっている。これは、ロックにおける government の概念を検討する際にも、見落すことのできぬ点であろう。

- (36) 前註(18)の後段を参照されたい。
- (37) community はここでは言うまでもなく「社会結合」によってつくられる「社会」ないし「国家」を指している。
- (38) とりあえず前註(21)をも参照されたい。
- (39) これは the natural fathers of families と対比されている。
- (40) すぐ前のところに a body politic が出てくる。
- (41) 前註(30)の末尾を参照。
- (42) ここは、アロスタを引いて、ベルー人、フロリダの住民、チエリカナ人、ブラジルの住民など、要するにプリミティブな諸民族について述べている件りなので、「政治家」ではモダンにすぎないイメージが合わない。序に結論だけ述べておくと、この件りは「何人の為政者が現在彼ら(諸民族)の中でどんなに優越的地位を占めて、いようと、それを彼ら(為政者)は自分で(当然の権利として)取得したのではない。同意(が与えられる)までは、すなわち、その同じ同意によって彼ら(諸民族)が自分自身の上に支配者を置くまでは、全員が平等だったのである」という趣旨と思われる。特に傍点の箇所を岩波文庫版と比較されたい。
- (43) したがってこの箇所は、「法をもたない(あるいは、法のない) government などというものがもしあれば、それは政治学における不可解な謎ということになるが、そういう事態は人間の能力では思い浮べることができず、人間のつくる社会とも相容れない(から、存在するはずがない)」という趣旨と解される。
- (44) この点については、オットー・ブルンナー著、石井紫郎他訳『ヨーロッパ——その歴史と精神』(一九七四年、岩波書店)を参照されたい。この点に限らず、本稿全体の著想や論旨はブルンナーに負うところが大きい。なにぶんこの本はかなり難解なので、是非、村上淳『「権利のための闘争」を読む』(一九八三年、岩波書店)を併読されるようおすすめしたい。
- (45) この語が出てくる箇所、ならびに、岩波文庫版におけるその邦訳については、前註(12)の後段を参照されたい。
- この語が「社会契約」・「国家契約」によってつくられる「政治体」・「国家」を指す最も明白な用例は、一七五の no politics be founded on anything but the consent of the people であろう。因みにもう少しあとのところには (the originals of govern-

ment, (a new frame of) a *commonwealth* の語も出てくる。一〇一の the beginnings of any politics と一二二の the beginnings of politics も、広い意味ではここに数えることができよう。前者にあつては、それより前のところを government, civil society, commonwealths の語が出てくる。後者は岩波文庫版ではなぜか「政治」と訳されている箇所だが、一二二では終始 government について論じられており、第八章全体の表題は Of the Beginning of Political Society である。他の二箇所は既存の國家にかかわるものであるが、一一六ではこの politics は「確立された法と定まった統治形態」(一一九頁参照)をもつものとして現われる。二〇三では、それが分断され転覆されると、government と order が失われ(その代りに anarchy と confusion が生まれ)るとされる。全体として、body politic とくちへると、既存の國家——「統治機構」としてのそれとまではいかなくても「統治体」としてのそれ——という含意がやや強く、government の語との結びつきが強いことも、そのことの現われと見なしうである。

なお、単数形の polity (二三九)についてはすぐ後に触れる。

(46) 前註(9)・(10)を参照。

(47) したがって関係箇所の論旨の流れは、「教会の統治(教会統治論)についてはフーカーに依拠しているのに、……國家の統治(國家統治論ないし國政論)になると、それがあまりにも新しく、危険で、破壊的なので(それに従わず)……」ということになる。

(48) 私がそれを敢えて「歴史的」と評するのは、——邦訳者の力量や誠意の不足もさることながら——この箇所に限っては、「戦後民主主義」に固有なある「発想」ないし「先入観」なくしては、この誤訳は生まれえなかつたと考えるからである。

Bemerkungen zum Begriff des „Civil Government“
bei JOHN LOCKE (1)

Takeshi ISHIKAWA*

„An Essay Concerning the True Original, Extent and End of Civil Government“, so lautet, wie bekannt, der Titel der zweiten Abhandlung von J. LOCKE's weltberühmtem Werk „Two Treatises on Government“ (1690). Diese Abhandlung ist bei uns leicht zugänglich, weil es davon sogar mehrere Fassungen in japanischer Übersetzung gibt. Eine von ihnen, nämlich die in der Reihe der Iwanami-Bibliothek erschienene (die etwa der Reclams-Bibliothek entspricht), überträgt den Begriff des „civil government“ ins Japanische mit „shimin seifu“, was etwa dem Begriff der „bürgerlichen Regierung“ entspricht, und zwar im Sinne einer Regierung der Bourgeoisie. In diesem Aufsatz soll die Terminologie der obengenannten Abhandlung in Bezug auf „civil“ und „government“ sowie auf andere damit in Beziehung stehende Wörter überprüft werden, wobei sich die oben erwähnte japanische Übersetzung sehr schnell als grundfalsch erweisen wird!

1) Zum „shimin seifu“—Mißverständnis und allgemeine Fragestellung.

In der zweiten Abhandlung J. LOCKE's erscheint der Ausdruck „civil government“, den Titel ausgenommen, nur an 3 Stellen (§§ 13, 90, 226), wo übrigens keine definitiorische Erklärung darüber zu finden ist. Zwar bezieht sich eine davon (§ 90) auf „absolute monarchy“, aber an allen diesen Stellen, einschließlich des § 90, steht dieses „civil government“ dem „state of the nature“ gegenüber. Eine bürgerliche Regierung (im Sinne einer Regierung der Bourgeoisie) hätte man keineswegs dem Naturzustand der Menschheit gegenüberstellen können. Außerdem kommt in dieser Abhandlung solch ein Wort, wie etwa „citizen“ oder „bourgeois“, das einen Bürger bezeichnen könnte, kein einziges Mal vor. Was versteht denn J. LOCKE unter dem Begriff des „civil government“? Von welchem Substantiv, wenn nicht von „citizen“, ist das Adjektiv „civil“ bei J. LOCKE abgeleitet? Was heißt denn „government“ bei ihm?

* Professor für (westliche) Rechtsgeschichte an der juristischen Fakultät der Hokkaido-Universität, Dr. jur.

2) „civil“ (als ein von „civitas“ abgeleitetes Adjektiv).

a) Ein Schlüssel zur Lösung dieser Frage ist in der Terminologie des „civil law“ zu finden, obwohl der Ausdruck insgesamt nur an 2 Stellen erscheint. An einer Stelle (§ 59) stellt J. LOCKE dieses „civil law“ dem „natural law“ gegenüber und führt als Beispiel dafür „the law of England“ an. Am Ende des gleichen Paragraphen setzt er es ferner mit „positive laws of an established government“ gleich. An der anderen Stelle (§ 94 Anm.) spricht J. LOCKE von diesem „civil law“, HOOKER's Sätze zitierend, als „the act of the whole body politic“.

Der Ausdruck „body politic“ kommt seinerseits in der zweiten Abhandlung J. LOCKE's insgesamt an 9 Stellen vor. Aus dem Kontext (bes. §§ 14 u. 89) läßt sich ersehen, daß es sich bei diesem „body politic“ um ein Gemeinwesen handelt, das von dem Naturzustand her durch einen (Staats- od. Gesellschafts-)Vertrag der Betreffenden geschaffen wird. „Body politic“ bezeichnet also bei J. LOCKE, um es unmittelbar zu übersetzen, einen „polis-artigen“ Körper oder der Sache gemäß einen Staat auf der Grundlage eines Gesellschaftsvertrags (od. Staatsvertrags). „Polis“ heißt selbstverständlich auf lateinisch „civitas“.

Ganz klar ist also, daß es sich bei diesem „civil law“ keineswegs um ein „bürgerliches Recht“ im modernen Sinne handelt, das etwa auf dem Prinzip einer Privatautonomie beruht und Gesetze einer privaten Wirtschaftsgesellschaft darstellt, sondern um das Recht eines Staates oder die von einem Staat gegebenen Gesetze. Gleichzeitig können wir bereits daraus eine ziemlich gesicherte Arbeitshypothese gewinnen, daß nämlich das Adjektiv „civil“ bei J. LOCKE auf das lateinische Substantiv „civitas“ zurückzuführen ist und sich auf den Staat im Sinne einer Gesellschaftsvertrages-(od. Staatsvertrags-)Theorie bezieht.

b) Wollen wir nun damit die Probe machen!

In der zweiten Abhandlung J. LOCKE's erscheint auch der Ausdruck „civil society“ insgesamt an 20 Stellen. Aufgrund dieser Stellen ist zum Begriffsinhalt etwa folgendes festzustellen: Auch dieses „civil society“ wird durch Vertrag oder Einwilligung derjenigen, die sich bis dahin im Naturzustand befunden haben, geschaffen. Jedes Mitglied übergibt dabei der Gesellschaft „his executive power of the law of nature“ (§ 89), wie er es im Naturzustand für sich in Anspruch genommen hat. Daher stellt dieses „civil society“ im Gegensatz zum Naturzustand, bei dem es öfters zum „state of war“ hat kommen können, „the state of peace“ dar. Eine so verfaßte Gesellschaft verfügt vor allem über „the legislative

power“ (bes. um Gesetze als Richtlinien zur Bestrafung der von Mitgliedern begangenen Verbrechen zu geben), aber auch über „the executive power“ (bes. um diese Gesetze auszuführen, also um die auf der gesetzlichen Grundlage gefällten gerichtliche Urteile zu vollstrecken). Niemand darf diesen Gesetzen des „civil society“ entgehen, solange er sich in dieser Gesellschaft befindet. Ferner erklärt J. LOCKE, wieder HOOKER's Sätze zitierend, daß sich die „civil societies“ aus „numbers of households“ zusammensetzen, und die erste Art von „governors“ dieser frühen Formen der Gesellschaft waren „the kings“ (§ 74 Anm.). Übrigens beruft er sich dabei indirekt (vermittels HOOKER) auf Aristoteles!

Ganz klar ist also, daß es sich bei diesem „civil society“ keineswegs um eine „bürgerliche Gesellschaft“ im modernen Sinne, nämlich um eine private Wirtschaftsgesellschaft, handeln kann, sondern um eine „societas civilis“ im traditionell-politischen Sinne, die in der alt-europäischen Gesellschaft bis ins 18. Jahrhundert öfters mit „res publica“ oder „civitas“ sowie mit „populus“ gleichgesetzt wurde. Kein Zufall ist also, daß auch J. LOCKE den Ausdruck „civil society“ an einigen Stellen mit „political society“ (Titel des Kap. VII, §§ 87 u. 89) sowie mit „commonwealth“ (§§ 88, 101, 212) gleichbedeutend gebraucht.

c) Was den Ausdruck „politic society“ oder „political society“ angeht, erscheint er in der zweiten Abhandlung J. LOCKE's insgesamt an 29 Stellen. Aus der Begriffsanwendung können wir zunächst ungefähr das gleiche schließen, wie es bereits bei „civil society“ gesagt worden ist. Auffallend ist nur, daß bei diesem „politic(al) society“ der Gegensatz zu „family“ noch deutlicher in Erscheinung tritt. Dabei sieht J. LOCKE den entscheidenden Unterschied zu „family“ eben in dem „political power“. Eine Gesellschaft, die über das „political power“ verfügt, ist ihm zufolge „politic(al) society“.

Für den Begriff „political power“ gibt nun J. LOCKE eine definitive Erklärung (§ 3 u. 171). Sie läßt sich folgendermaßen zusammenfassen: „Political power“ besteht aus der legislativen und exekutiven Gewalt und an der exekutiven Gewalt hat ihrerseits die Anwendung oder Ausführung der Gesetze (besonders aber die Urteilstvollstreckung) den größten Anteil. „Political power“ bei J. LOCKE entspricht also vielmehr unserer „Staatsgewalt“ schlechthin, die aus der legislativen, exekutiven und jurisdiktionellen Gewalt besteht. J. LOCKE's „politic(al) society“ das über dieses „political power“ verfügt, entspricht folgerichtig nach unserem Begriff der „Staatsgesellschaft“ oder dem „Staat“ schlechthin.

Auch bei anderen Ausdrücken, die sich auf das Adjektiv „*politic(al)*“ beziehen oder auf das Wort „*polis*“ zurückgehen, bleibt mehr oder weniger deutlich erkennbar die Urbedeutung von „*polis*“ (=des Staates) erhalten.

d) Wenn wir hier nochmals auf das Wort „*civil*“ zurückgreifen, bleiben nur noch zwei unerwähnte Stellen nachzutragen.

Bei einer Stelle davon handelt es sich um „*civil magistrate*“ (§ 83). Das Wort „*magistrate*“ bedeutet bei J. LOCKE denjenigen, der sich „in the administration“ befindet und über „the executive power“ verfügt. Darin sind nicht nur Könige (od. Fürsten) und Minister, sondern auch untergeordnete Beamte einbegriffen. Erst mit dem Adjektiv „*civil*“ kann also J. LOCKE davon diese untergeordneten Beamten ausnehmen, um eindeutig nur denjenigen zu bezeichnen, der wirklich einen Staat regiert. Beiläufig gesagt, ist das Adjektiv „*civil*“ an dieser Stelle in der Fassung der Iwanami-Bibliothek einfach weggelassen!

Bei der anderen Stelle handelt es sich um „*civil polity*“ (§ 239). An dieser Stelle steht der Ausdruck dem vorangehenden „*ecclesiastical polity*“ (HOOKER) gegenüber. Da der letztere etwa die Verwaltung oder Regierung der Kirche bedeutet, ist es nicht so schwer festzustellen, daß J. LOCKE unter „*civil polity*“ etwa die Regierung oder das Regieren eines (weltlichen) Staates versteht. Trotzdem ist diese Stelle in der Fassung der Iwanami-Bibliothek in „*shimin-teki seiji-seido*“ (etwa eine bürgerliche politische Verfassung) übertragen. Darin kommt eine politische Bewertung oder eine Voreingenommenheit deutlich zum Ausdruck, die vor allem gerade der sogenannten „Nachkriegszeiten-Demokratie“ bei uns eigentümlich ist!

(Es folgt Fortsetzung)